



こんなときは・・・

集中支援加算を請求できるかも！？



①月2回以上の面談

300単位



障害福祉サービスの利用について、利用者から相談を受けて、同一月に2回以上、自宅などで面談を行い、面談の記録を取っている場合。

*児童の場合、面談場所は居宅に限ります。

②会議の開催

300単位



障害福祉サービスの利用について、利用者本人と障害福祉サービスの事業所が参加する、サービス担当者会議を開催し、会議録も取っている場合。

*本人の参加が必須になります。

③会議の参加

300単位



障害福祉サービスの利用に関連して、関係機関*から関係者会議に呼ばれて参加し、会議録を保管、会議の所見を記録している場合。

*病院・企業・保育所・特別支援学校・自治体等

Check!
Point!



1. 集中支援加算は基本報酬を算定しない月にのみ算定可能です。

- ・ 継続サービス利用支援費（モニタリングの実施）を算定する月には請求できません。
- ・ サービス利用支援費（サービス等利用計画の作成）を算定する月には請求できません。

2. 集中支援加算は障害福祉サービスの利用中のみ算定可能です。

- ・ 原則、入院時情報連携加算（2）、利用者負担上限額管理加算以外の加算と併給はできません。

3. 集中支援加算は上記の「①月2回以上の面談」、「②会議の開催」、「③会議の参加」を実施した場合、併せて算定可能です。